

6. 学校給食センター建設 実施方策等の検討

6-1 事業手法の比較検討

6-1-1 検討の方針

(1) 公共事業における整備手法

近年、地方の厳しい財政状況から、日本全国で民間を活用した公共事業の手法を導入する公共団体が増加し、従来のように公設公営または公設民営だけでなく、様々な手法が実施されています。本計画においてもより安全でおいしい給食を目指し、かつ財政負担の軽減を図っていくため、様々な整備手法の導入について検討します。

(2) 整備手法の検討方針

学校給食事業においては、施設の設計・建設・維持管理・運営の各業務が想定されます。

学校給食衛生管理基準等への十分な配慮をしながら、これらの業務について村の直営によるほか、民間事業者による実施も考えられます。

本計画では、整備手法について整理を行い、今後詳細な調査の対象とする整備手法を検討します。

【様々な手法の導入を検討する目的】

- 民間の経営能力や技術の活用による住民サービスの向上
- 整備から運営・維持管理までを通じたライフサイクルコストの縮減
- 民間の事業参加機会の創出と地域経済の活性化

(3) 委託可能な業務

学校給食において、民間に委託可能と考えられる業務を表1に整理します。

表1 委託可能な業務 業務委託の可否説明

業務	委託の可否	説明
献立作成	×	文部科学省通知により委託の対象にしないこととされている。
食材調達	×	食育や食の安全に特に係わる事項であることから、現状と同様に村の責任において行う。
検収・保管	○	民間事業者にもノウハウのある運営業務である。
調理	○	
配送・回収	○	
食器洗浄・残飯処理	○	
検食・保存	○	調理を行うものが包括的に実施することにより効率的に行われる。
衛生検査 ※1	×	食育や食の安全に特に係わる事項であることから、村の責任において行う。
食育支援 ※2	×	食育活動自体は公共性の高いものであり、村が実施する。

- ※1 食品に関することは村で実施する必要がありますが、施設及び設備の機能に関する検査など、村で行う必要のないものについては、民間事業者で実施することで他業務との調整など効率的に実施できる可能性があります。
- ※2 他の自治体の事例収集、企画提案等、民間の支援を受けることも可能です。

6-1-2 整備手法の整理

(1) 学校給食事業において想定される整備手法

学校給食事業では、従来方式を始め、リース方式、DBO方式、PFI方式、民設民営方式等、複数の整備手法が想定されます。

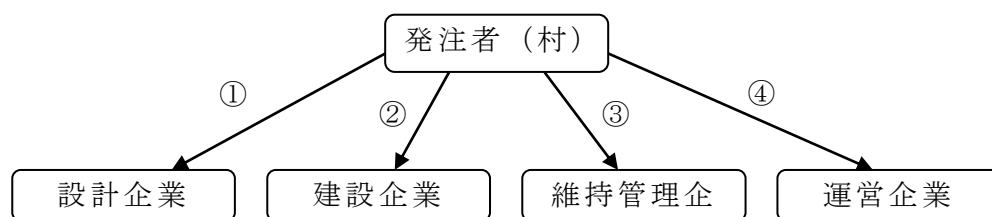
PFI方式は5000食以上の学校給食センターで採用例が多く、今回の規模1000食では事業規模から参加企業が見込めないこと、事業期間が長く要することから比較検討対象から除外します。

それぞれの手法について、以下に整理し、長生村学校給食センターの再整備計画への適用について検討します。

① 従来方式（分離発注方式）

施設の設計、建設、維持管理、運営の各業務を村が個別に発注するものです。

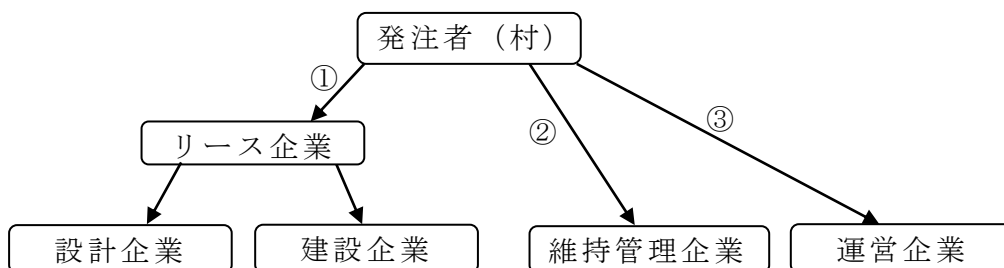
給食の配送・回収業務や学校給食センター調理業務の民間委託も従来方式の一つとして考えられます。



- ①設計業務委託 ②建設請負契約 ③維持管理業務委託 ④運營業務委託

② リース方式

民間事業者（リース会社）が施設を整備・所有し、一定期間村に貸し付ける（建物賃貸借契約）方式です。施設整備費を契約期間中リース料として支払うことにより支出の平準化が期待できます。



- ① 建物賃貸借契約 ②維持管理業務委託 ③運營業務委託

上記では、リース会社による設計・施工・維持管理までを想定した図となっていますが、維持管理を含まない場合や、設計は発注者が行い、施設をリース会社が建設する場合もあります。

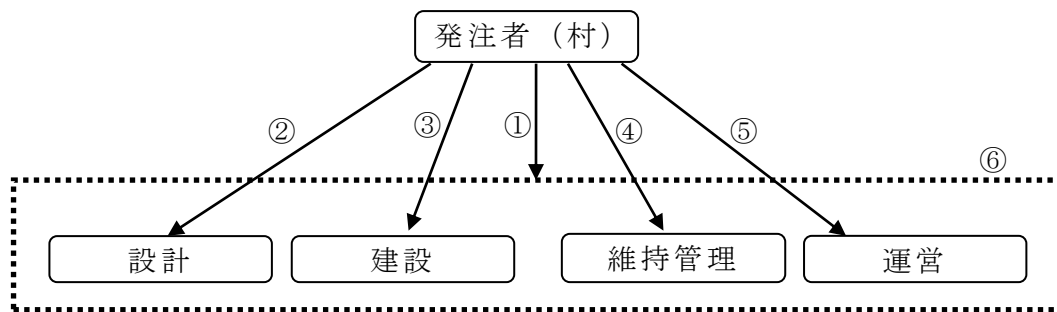
③ DBO (Design Build Operate) 方式 (設計・建設・維持管理・運営一括発注方式)

施設の設計・建設・維持管理・運営の各業務を一括して発注するものであり、設計者と施工者と運営者が、互いに施設の使い勝手等に関する意見をフィードバックすることで、施設や運営品質の向上、コストの削減が期待できます。

特に学校給食センターのように民間事業者が主体となって運営を行うことが可能な施設においては、効率的な運営に配慮した施設整備が図られることで大きな効果が期待できます。

資金調達は従来どおり公共が行うため、財政支出の平準化は期待できません。

契約形態としては、設計・建設部分については、設計付請負契約・運営については別途事業権契約等を結び、これら2つの契約を協定で取りまとめるといった形で実施しているものが多くなっています。



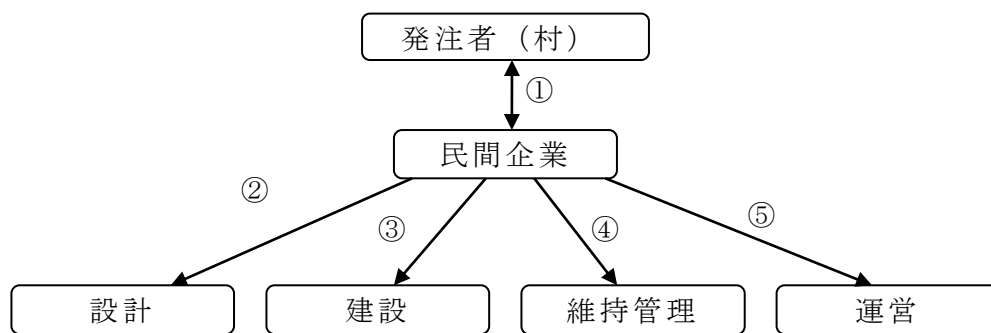
- ① 基本協定 ②設計請負契約 ③建設請負契約 ④維持管理業務委託契約
⑤運營業務委託契約 ⑥企業コンソーシアム

④民設民営方式

民間事業者により施設整備から運営までを一括で行います。

村は、委託費用として施設費用を含めた経費と人件費等を年間費用として支払います。当該事業の財政支出が平準化できます。

従来の公設方式に比べ、民間のノウハウを活用することで建築コストの低減、承認から給食開始までの期間が短縮できます。



- ① 業務委託契約 ②設計請負契約 ③建設請負契約
④維持管理請負契約 ⑤運営委託契約

6-1-3 整備手法の特徴

表2 表3に、整備手法の特徴及び主なメリット・デメリットを示します。

表2 整備手法の特徴

整備手法	設計 建設	維持 管理	運営	施設 所有	村の財源	民間 資金 活用	他都市事例
① 従来方式	村	村	村	村	交付金 起債一般財 源	無	多数あり
② リース方式	民間	民間	村	民間	一般財源	有	茨城県つくばみらい 市 栃木県足利市 他4件
③ DBO方式	民間	民間	民間	村	交付金 起債一般財 源	無	宮城県白石市 兵庫県姫路市 他11件
④ 民設民営方式	民間	民間	民間	民間	不要(建設に 係る村の負 担は運営委 託費に含ま れる)	有	広島県広島市 京都府宮津市 他5件

表3 整備手法の主なメリット・デメリット

整備方式	主なメリット	主なデメリット
① 従来方式	<ul style="list-style-type: none"> これまで行われてきた一般的な方式であり、他の手法に対する比較対象となる。 コンサルタント費用が発生しない。 自治体の意向を反映しやすい。 運営企業をその都度見直しができる。 最も短期間で竣工が可能。 事務手続きが最も簡単である。 	<ul style="list-style-type: none"> これまで行われてきた一般的な方式であり、他の手法に対する比較対象となる。
② リース方式	<ul style="list-style-type: none"> 民間が施設整備及び維持管理を行う場合は、施設修繕等のリスク管理を効率的に行うことによるコスト縮減が期待される。 施設の状態を良好に維持するための村の事務負担（保守・修繕等の発注）が軽減される。 運営企業をその都度見直しができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 従来方式と同様、施設整備と維持管理・運営の一括発注ではなされず、維持管理や運営の相乗的な品質向上が難しい。 民間が施設を所有することにより、税金等、従来方式では発生しなかったコストが発生する。 参加する企業が事実上、1社しか存在しないため、競争原理が働かない。
③ DBO方式	<ul style="list-style-type: none"> 設計、施工、運営、維持管理の一括契約により、設計段階から運営企業の意見を取り入れることができ、効率的な施設ができることによる建設コスト縮減と運営コストの縮減が見込まれる。 運営企業の考え方が反映しやすい。 民間の資金調達が発生しないためこれに伴う金利負担等のコストは発生しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 資金調達を含まないため、金融機関による経営モニタリング機能が働かない。 官民双方の事業者選定にかかる事務負担（応募の負担）は大きい。 支払いの平準化ができない。 可能性調査委託や要求水準書の作成など、コンサルタント会社にアドバイザリー契約を発注する必要があり、費用や期間が余計に必要となる。 選択した運営企業に不備不足があった場合でも運営企業を15年間変更できない。
④ 民設民営方式	<ul style="list-style-type: none"> 設計、施工を運営企業が負担し、運営企業の所有物として運営者の意見で計画することができるため、過度な要求水準に応じる必要がなく、建設費の圧縮が期待できる。 民間企業の所有物のため、設計建設期間が短い。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物品質は民間企業任せとなり、村は関与できない。 民間が施設を所有することにより、税金等、従来方式では発生しなかったコストが発生する。 請け負った民間企業に問題があった場合、給食の提供が停止される。 参加する企業が少なく、競争原理が働きにくい。

表 2、3 にまとめた概要を整理すると、以下のような一般的な特徴が分かります。

表 4 学校給食センターにおける各整備手法の一般的特徴事業手法

事業手法	サービス水準 (現状維持)	コスト縮減	交付金等の活用※	財政負担の平準化	契約事務・応募の負担	建設期間	総合評価
①従来方式	○	○	○	△	◎	◎	◎
②リース方式	○	△	×	◎	△	○	△
③D B O方式	○	○	○	△	△	○	○
④民設民営方式	○	◎	×	◎	△	○	△

6-1-4 整備手法のまとめ

- ・従来方式は、最も村の建設意向を反映しやすい方法です。他の手法では、コンサルタント会社に調査を依頼したり、アドバイザー契約をしたりと煩雑な手続きや一定の期間が必要となりますが、従来方式では不要となり、設計から建設まで最もオーソドックスな手法です。
- ・リース方式は、維持管理を含む場合、支払いの平準化や事務負担の軽減や効率化の可能性があります。給食の安全性や美味しさの向上に直接繋がることは考えにくく、リース会社の金利等が重なるため、コストの面からもメリットは少ないと考えます。また、参加企業が実質1社しか存在しないため、競争原理が働きません。
- ・D B O方式は、調理業務委託が決定しており、建設費用を一括で支払う能力がある自治体では近年この手法の採用が増えています。安全性向上や調理方法の改善等の点において、設計・施工段階から運営企業の創意工夫及び技術のノウハウを生かすことによって、給食の品質向上が期待できますが、コンサルタント会社に支払う費用や資料作成期間を追加する必要があります。
- ・民設民営方式は、最もトータルコストが抑えられる方式ですが、建物所有権が村にはなく、民間企業に属すること、請け負った民間企業の業績が悪化した場合の給食提供に支障がでるなどのリスクがあり、採用は慎重に考える必要があります。
- ・事業手法を決定する優先順位として以下要件によって左右されます。
 - ①調理業務について、直営が前提
⇒「従来方式」「リース方式」
 - ②調理業務について、民間委託が前提
⇒「従来方式」「D B O方式」「リース方式」「民設民営方式」
 - ③建設費用を直ちに支払うことが可能で建物所有権を「村」としたい
⇒「従来方式」「D B O方式」
 - ④突出した支払を避け、支払を平準化したいが、建物所有権は「民間」でもよい
⇒「リース方式」「民設民営方式」

6-2 事業スケジュールの検討

整備手法別（従来方式・DBO方式・リース方式・民設民営方式）の一般的なスケジュールの違いを以下表5に整理します。

表5 整備手法別スケジュール概要

年度	月	従来方式	DBO方式・リース方式・民設民営方式
4年度	1月	条件整理・用地選定	条件整理・用地選定
	2月	↓	↓
	3月	↓	↓
5年度	4月	設計企業選定	アドバイザー企業選定(プロポ)
	5月	↓	↓
	6月	↓	↓
	7月	基本設計	募集要項作成
	8月	↓	↓
	9月	↓	↓
	10月	↓	↓
	11月	実施設計 造成工事	事業公告 造成工事
	12月	↓	↓
	1月	↓	業者選定・議会承認
	2月	↓	↓
6年度	3月	↓	許認可申請
	4月	建設企業入札	基本設計
	5月	↓	↓
	6月	建設企業議会承認・着工	↓
	7月	↓	↓
	8月	↓	実施設計
	9月	↓	↓
	10月	↓	↓
	11月	↓	↓
	12月	↓	着工
	1月	↓	↓
	2月	運営企業・維持管理企業選定	↓
	3月	↓	↓
7年度	4月	↓	↓
	5月	↓	↓
	6月	↓	↓
	7月	↓	↓
	8月	準備期間	↓
	9月	供用開始	↓
	10月	↓	↓
	11月	↓	↓
	12月	↓	↓
	1月	↓	準備期間
	2月	↓	↓
3月	↓	供用開始	

従来方式では設計企業、建設企業、運営企業、維持管理企業の選定は指名または一般競争入札かプロポーザルによる選定が考えられますが、DBO方式・リース方式・民設民営方式の場合、各種要項（募集要項・要求水準・採点基準等）を作成するため、アドバイザー企業を決定する必要があります。

従来方式では令和7年9月、DBO方式・リース方式・民設民営方式では令和8年4月の供給開始が可能です。

6-3 採用する事業手法

今回の計画では、竣工までの期間が短いこと、アドバイザー企業への支出等がなく費用面で優位であること、村の意向が反映しやすいことから、「従来方式」を採用します。